育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願

年　　月　　日

長泉町長　　様

保護者住所　長泉町

保護者氏名　　㊞（※自書の場合は不要）

連　絡　先

現在保育利用中の子どもについて、育児休業中は保護者が家庭にいるため、本来、家庭で保育すべきところですが、引き続き次の理由により、復職（就労）までの間、継続利用させたいので願い出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 利用施設名（園名） | | | |
| 在園児名 | | 生年月日 | 年　月　日生（　　歳） |
| | | 生年月日 | 年　月　日生（　　歳） |
| 出生児童名 | | 生年月日 | 年　月　日生 |
| 育児休業取得者氏名 | | | |
| 育児休業期間<br>（就労までの期間） | 年　月　日から　　年　月　日まで | | |
| 職場復帰予定日<br>（就労予定日） | 年　月　日 | | |
| 認定区分予定 | □ １号認定（幼稚部）□ ２号認定（保育部）□３号認定（保育部） | | |
| 継続理由 | □ 児童の発達上環境の変化に留意するため<br>（具体的理由を記入） | | |
| | □ その他<br>（具体的理由を記入） | | |
| 出生児童の<br>施設利用予定月 | 年　月 | | |

（裏面）

育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用について

【要件】

妊娠又は出産時から保育所等に入所している児童で、かつ当該児童の児童福祉の観点から継続入所の必要があると認められる場合

【継続利用期間】

継続利用を認めることができる期間は、当該出産した児童が育休取得期間の満了する月の月末までとなります。

【継続利用期間中の保育認定】

継続利用期間中の保育認定は、保育短時間（１日８時間）認定とします。

【手続き】

出産後、速やかに「本願書」提出し、また支給認定（変更）申請を行ってください。（保育の利用を必要とする理由を「その他（育児休業取得に伴う保育継続利用）」に変更。）

なお、育児休業を取得される方は育児休業期間及び復職予定日が記載されている「就労証明書」の添付も必要です。

※　継続期間終了前に支給認定（変更）申請をしない場合は、退所となりますので、注意してください。

【注意事項】

町内に待機児童が発生する恐れがある場合においては、育児休業中は、家庭で保育することが可能であるものとし、育児休業取得時に既に保育利用中の子どもにかかる継続利用の事由よりも、他の事由による子どもの保育利用を優先することがあります。

記　入　例

育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願

令和3年　4月　26日

長泉町長　　　　　様

保護者住所　長泉町中土狩 828-1

保護者氏名　長泉　一郎　　　㊞（※自書の場合は不要）

連　絡　先　981−2131

現在保育利用中の子どもについて、育児休業中は保護者が家庭にいるため、本来、家庭で保育すべきところですが、引き続き次の理由により、復職（就労）までの間、継続利用させたいので願い出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 利用施設名（園名） | 竹原保育園 | | |
| 在園児名 | 長泉　太郎 | 生年月日 | 平成29年9月1日生（　3歳） |
| | 長泉　次郎 | 生年月日 | 平成30年5月1日生（　2歳） |
| 出生児童名 | 長泉　三郎 | 生年月日 | 令和3年4月1日生 |
| 育児休業取得者氏名 | 長泉　花子 | | |
| 育児休業期間（就労までの期間） | 令和3年5月28日から　令和4年3月31日まで | | |
| 職場復帰予定日（就労予定日） | 令和4年4月1日 | | |
| 認定区分予定 | □ 1号認定（幼稚部）☑ 2号認定（保育部）☑ 3号認定（保育部） | | |
| 継続理由 | ☑ 児童の発達上環境の変化に留意するため<br>（具体的理由を記入）<br>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | | |
| | □ その他<br>（具体的理由を記入） | | |
| 出生児童の施設利用予定月 | 令和4年　3月 | | |

いずれかを☑し理由を記載

（裏面）

育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用について

【要件】

妊娠又は出産時から保育所等に入所している児童で、かつ当該児童の児童福祉の観点から継続入所の必要があると認められる場合

【継続利用期間】

継続利用を認めることができる期間は、当該出産した児童が育休取得期間の満了する月の月末までとなります。

【継続利用期間中の保育認定】

継続利用期間中の保育認定は、保育短時間（１日８時間）認定とします。

【手続き】

出産後、速やかに「本願書」提出し、また支給認定（変更）申請を行ってください。（保育の利用を必要とする理由を「その他（育児休業取得に伴う保育継続利用）」に変更。）

なお、育児休業を取得される方は育児休業期間及び復職予定日が記載されている「就労証明書」の添付も必要です。

※　継続期間終了前に支給認定（変更）申請をしない場合は、退所となりますので、注意してください。

【注意事項】

町内に待機児童が発生する恐れがある場合においては、育児休業中は、家庭で保育することが可能であるものとし、育児休業取得時に既に保育利用中の子どもにかかる継続利用の事由よりも、他の事由による子どもの保育利用を優先することがあります。